

計画の管理

本計画の推進にあたっては、市民や関係団体等で組織する「芦屋市市民マナー条例推進連絡会」において、予め設定した成果指標及び活動指標に基づき進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて実施方法等を見直していくことで進捗管理を行います。

成果指標は、右記のとおり、最終年度に計画全体の評価を行うものと、年度毎に取組内容の評価を行うものに分けて設定します。

活動指標は、進捗管理表を用いて各年度当初に目標設定を行い、その達成状況等の取りまとめを年度末に実施し、翌年度の取組に活用します。なお、進捗管理表はホームページにて公表します。

【計画全体の成果指標】

項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う市民の割合 (出典：芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査)	87.4%	92.1%*

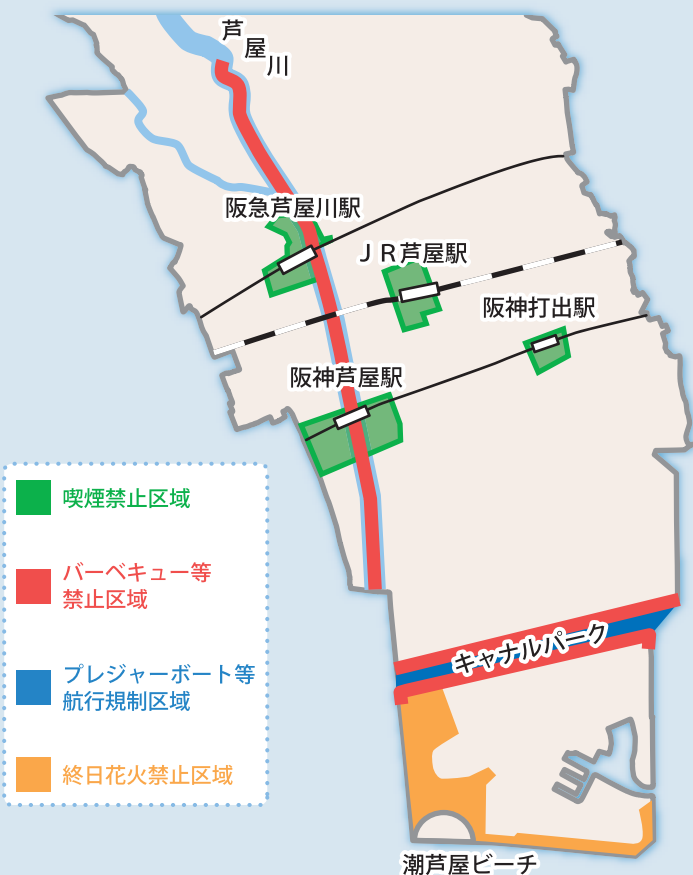
※平成29年度の現状値に「どちらかといえば思わない」の割合を合計した数値を目標値としています。

【年度毎の成果指標】

No.	項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (翌年度)
1	市民マナー条例に関する苦情件数	67件	前年度から減少させる
2	啓発看板配布枚数(件数)	132枚(49件)	
3	過料処分件数(うち市外在住者の件数)	231件(139件)	
4	たばこの吸殻の投げ捨て本数	75,618本	
5	空き缶等の投げ捨て個数	3,377個	
6	飼い犬のふんの放置件数	98件	
7	ゴミ処理量(No.4～No.6を含む)	439kg	
8	飼い犬の放し飼いに対する注意件数	13件	
9	歩行中や自転車乗車中の喫煙に対する注意件数	117件	
10	花火禁止区域における違反行為件数(注意・指導)	83件	
11	プレジャーボート等航行規制違反件数(注意・指導)	5件	

※No.4～No.9は、市民マナー条例指導員の巡回報告書の実績から把握を行います。

市民マナー条例における禁止行為



☑ 市内全域の公共の場所等で禁止

- ・歩行中や自転車に乗車中の喫煙
- ・たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
- ・飼い犬の放し飼いやふんの放置
- ・夜間(午後9時から翌朝午前6時まで)の花火
- ・落書(他人が所有する建築物等への落書も含む)

☑ 区域を定めた特定の場所で禁止

- ・市内4駅周辺の喫煙指定場所以外の喫煙禁止区域での喫煙
- ・終日花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火
- ・芦屋川流域と芦屋チャンネルパーク南北護岸でのバーベキュー等
- ・芦屋チャンネルパーク水路において午後6時から翌朝午前8時までのプレジャーボート等の航行

第2次芦屋市市民マナー条例推進計画 概要版

発行 平成31年3月
 発行者 芦屋市 / 編集 市民生活部環境課
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
 TEL:0797-38-2050 FAX:0797-38-2162
 ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>

※元号「平成」の表記について
 元号表記は「平成」となっていますが、平成31年5月以降は新元号に読み替えることとします。

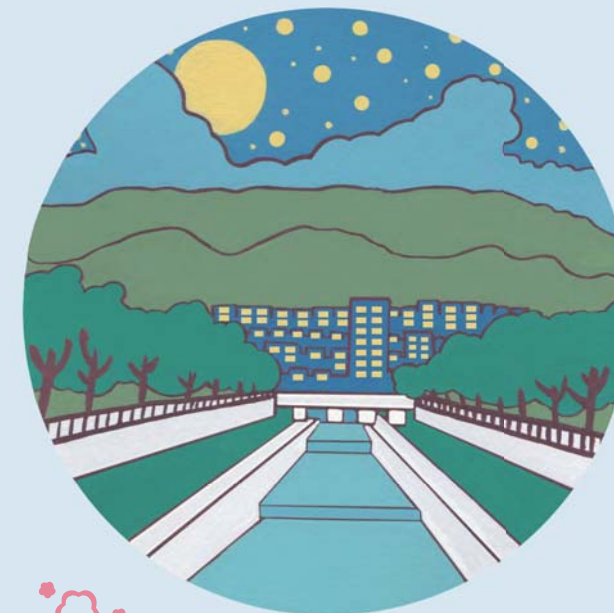
第2次 芦屋市市民マナー条例推進計画

平成31年度～平成35年度

概要版



ハツと、マナー。ASHIYA CITY



ホツと、マナー。ASHIYA CITY

デザイン：神戸芸術工科大学 北郷七緒

計画策定にあたって

本市では、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称：市民マナー条例)を制定し、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について定めています。

市民マナー条例を実践していくにあたっては、より一層違反行為の特性に応じた柔軟な取組を、

市民や事業者等の各種団体と連携しながら一体的に推進していくことが重要です。本計画では、「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念として、「人づくり」(ソフト面)と「環境づくり」(ハード面)の両面から効果的な取組を推進します。

基本目標 1

違反行為をしない・させない 「人づくり」

～違反行為の特性に応じた
取組を推進しよう～

迷惑行為を許さないという認識を個人からまち全体に広げ、市民マナー条例を推進する気運を高めることで、違反行為をしない・させない「人づくり」を推進します。

基本目標 2

違反行為をしない・させない 「環境づくり」

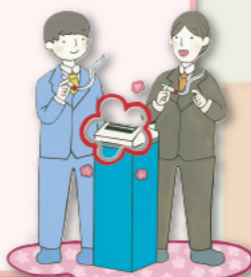
～地域の特性に応じた
取組を推進しよう～

迷惑行為を許さない気運をまち全体で高めていくために、違反行為をしない・させない「環境づくり」を推進します。

取組の柱 1

違反行為の特性に応じた啓発

全ての禁止項目について画一的な啓発とならないよう優先度の高い禁止項目から順に、違反行為の特性を十分踏まえたうえで、状況に応じてより効果的と考えられる取組に重点を置いた柔軟な啓発活動を行います。



— 基本理念 —

芦屋を愛し、
環境にやさしい心、
健康的な心、
美しい心を育む

取組の柱 4

監視・指導体制の整備

市民マナー条例指導員による取締を行いつつ、それでは対応しきれない場所や時間帯について、地域の特性を踏まえ必要に応じて委託警備等を実施します。また、地域の目を光らせることで違反行為を抑止する新たな手法等も積極的に取り入れます。

取組の柱 2

子どもの頃からの意識・関わりづくり

子どもが迷惑行為の禁止について自ら考え行動するきっかけづくりとして、まんがやイラストを活用した分かりやすい教材等の作製や、子どもを巻き込んだ啓発キャンペーンの実施、市民マナー条例に関する啓発ポスターの募集等に取り組みます。



取組の柱 5

各種団体等との協力体制の構築

より多くの地域から美化推進員をご推薦いただき、啓発活動等でご協力いただく体制を充実させていくことを目指します。また、本計画の進捗管理を行うため引き続き市民マナー条例推進連絡会を開催し、自治会等の地域団体や事業者等との連携を図ります。



取組の柱 3

市外からの来訪者に向けた情報発信

初めて芦屋を訪れる来訪者であっても思わず違反することのないよう、ホームページやメディア等を活用した啓発をはじめ、市内4駅周辺を中心とした啓発物の整備やキャンペーンの実施等、市外からの来訪者に向けた効果的な啓発に取り組みます。

取組の柱 6

美しいまちなみと調和した啓発物等の整備

芦屋市公共サイン計画も踏まえ、美しいまちなみと調和する啓発看板等のデザインを検討し、官学協働等の方法で作製していきます。また、設置する啓発看板等の数を景観維持の観点から必要に応じて整理するとともに、既設の啓発看板等や喫煙指定場所についても、点検、補修等を随時行います。